

93 明治11年10月6日 菊池長閑宛

第十一号 十月六日（長閑注記）

第六号并政國よりの一通九月廿六日達セリ斯に一の吉報あり本宿よりの來状に私の疑問に答たる一条なり其意ハ下条の如し只

今の所てハ夫妻の間ハ何も嫌惡〔の〕なきのみにて愛慕の情とて  
ハなし去ながら嫌惡なき以上ハ連添ふ内に自分愛慕の情ハ起も  
の且今更離縁す可らざるケ条七ツあれハ断縁の意ハ露程もなし  
故に決て心配ハ無用離縁かましき世話ハ勿論〔あ〕為べからずと  
なり是にて彼の心底明白なれハ私も不安心皆様にも今迄の懸念  
を晴さるへし彼の手紙を為見上度けれ共他見を不許とあれハ其  
義に及兼るなり先々家内中丸く治て結構／＼根子氏開店の写真  
本宿より届たり処ハ分らね共盛岡ならんと察し居る序に宜く礼  
謝被成下たし九月初に田舎を出立三四ヶ所に足を留二週間計り  
遊歴して帰府したり然るに何れの地に朋友ありて丁寧の取扱に  
逢蒸氣車賃の外一文不入に遊覧したり同行の西洋人二十歳位の男にて私と二人連の旅ハ君ハ外国人にてありながら自分より多分の朋友あるハ  
実に不思議た何様して斯程西洋人中に朋友かかる哉迎驚入たり  
素日本人とのミ交りてハ自分当國の事情に疎くなる故務て〔外〕  
土人中に知合を持たるか最早三年も立たなれハ今てハ余程の友  
達を得殆ト外国に居心持セぬなり英暦公ハ来月一日の郵船に當  
地発足の筈多分十一月廿日過にハ東京着なるへし公も愈卒業被  
成たれハ両親公の喜被察〔あ〕抹消なり信方公ハ今暫滞留の積政国に  
ハ別段返書を不出宜く伝言被成下たし

尊父君

武夫

(長閑注記)

「十一月廿二日達シ  
十二年一月廿日此方第一号ヲ以返事」